

# 「令和5年度 玄海地区水産物流通構造改善方策検討調査」業務委託仕様書

## 1 委託業務名

「令和5年度 玄海地区水産物流通構造改善方策検討調査」業務委託

## 2 目的

佐賀県では、県内における玄海産水産物の需要を拡大するにあたり、流通面で問題を抱える地域（武雄・嬉野地区等）があり、これについて改善するための調査を実施してきたが、流通構造を改善するには、流通先における需要の向上と供給面の安定等に課題があり、更なる検討が必要である。

そこで、現在までの玄海産水産物の流通状況を把握し、流通先の需要を増加させるための取組方策と、供給面の安定化を図るための改善方策について検討し、その効果について分析することを目的とする。

## 3 納入場所

佐賀県水産課（佐賀市城内1丁目1番59号）

## 4 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）までとする。

## 5 委託業務の内容

### （1）流通先の需要増加

- ・流通先において需要を増加するための効果的な取組方策に関する提言
- ・流通先における玄海産水産物の取扱量増加に向けた体制構築に関する提言

### （2）供給面の安定化

- ・玄海産水産物を安定的に流通させる体制構築に関する提言

### （3）流通改善の効果分析

- ・流通面で問題を抱える地域への流通効果に関する分析および改善方策の提言

## 6 契約上限額

1,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 7 報告書等の作成

- ・報告書はA4サイズとし、3部作製する。
- ・電子データにより、入手・作成した電子データ一式をCD-R等により納品する。

## 8 留意事項

- (1) 委託業務の内容については、県と受託者との協議を行い、決定する。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 事業の実施にあたっては関係漁協と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る漁協からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (4) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面により佐賀県の承諾を得た場合は、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本要領が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。
- (5) 本委託業務において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (6) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (7) 委託費の支払いは、完了払とする。
- (8) 業務を遂行するにあたって、不明または不審な点が生じた場合には、ただちに県に協議するものとする。
- (9) 成果物の著作権は県に帰属するものとする。